

## タイの外国人労働者とビザ(滞在許可)事情(第 2 回)



前回に引き続き、タイでの外国人労働者と VISA(滞在許可)の現状をレポートいたします。

上の写真は、バンコク都内中心部ビジネスエリアのワンストップサービスに併設されているビザ・労働許可証センターです。BOI(タイ国投資委員会)奨励企業と IEAT(タイ工業団地公社)で操業している企業の外国人労働者と帯同のご家族のためにビザの延長手続き、労働許可証の発給、延長手続きが行われていますが、写真の通り、連日手続きにたくさんの方が訪れており、時にはエレベーターホールまで人が溢れていることもあります。

今回は、BOI 奨励企業を例に、外資企業(日本資本 50%以上)の場合でのビザの取得条件について、ご説明いたします。

BOI 奨励外資企業の場合、外国人労働者 1 人につきタイ人を 4 人雇用するといった制限がなくなります。奨励企業は予め BOI に対し外国人労働者の会社内での役職を申請し承認を受け外国人労働者がタイに入国後労働許可証の発行申請とビザの延長手続きを行い取得します。ただ、この役職の申請については承認に時間がかかるケースがあり課題となっています。

外国人労働者の雇用人数は奨励内容によって異なりますが、商品、原材料、部品を購入・販売、ならびに貿易に関連するサービスの提供を目的とする ITC(国際貿易センター)や、国内・海外の関連企業との調整やサービスを提供する IHQ(国際地域統括本部)の機能を持った会社については、最大で外国人労働者 10 人の雇用を認めています。また、その他の諸条件を満たした場合には、10 人以上の雇用も認められています。

ビザ・労働許可証の期限も以前は一般内資企業と同様に 1 年ごとの更新になっていまし

たが、近年は製造業の場合ビザ・労働許可の期限が2年間に延長されています。

また、前記の ITC や IHQ の場合では、今年からビザ・労働許可の期限が4年間と大幅に緩和され、手続の簡素化がなされています。

ワンストップサービスの利用者も以前は日本人が多く見られましたが、最近では日本からの投資が停滞していることに加えビザの期限が伸びているため日本人の数も少なくなっています。一方、中国や他の国の方が多く見受けられるようになりました。

また、前回レポートいたしました近隣諸国(ミャンマー、カンボジア、ラオス)の労働者の方のために、バンコク北部のラプラオ、バンコク南方のサムットプラカン県に専用のイミグレーションが設けられており、こちらも連日手続きに来られる方で溢れています。

併せて、近隣諸国(ミャンマー、カンボジア、ラオス)からの労働許可を持たない労働者に対し、タイ政府は全国に外国人労働者登録センターを開設し対応に当たっているところです。このセンターではタイ人雇用者から不法入国等で働いている労働許可を持たない外国人労働者の採用届を受理し、正式な採用と認める手続きが行われています。

## 【岡山県タイビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク (株式会社アークビジネスサーチ内) >>

【所在地】: 東京都千代田区神田小川町 1-11-8 大竹ビル7階

【担当者】: 志賀 敦 (しが あつし)

<<タイ/バンコク現地デスク (ARK ENTERPRISE CO., LTD. 内) >>

【所在地】: 138 Boonmitr Bldg., 3rd Floor, Rm. A2, Silom Rd., Suriyawong, Bangrak Bangkok, 10500 Thailand

【担当者】: 福田 淳 (ふくだ じゅん)

※デスクのご利用にあたっては、まず岡山県産業企画課マーケティング推進室(086-226-7365)へご相談ください。